

船舶交通安全部会（仮称）の設置について

1 設置目的

船舶交通をめぐる情勢を中期的視点で見据え、「船舶交通の安全・安心をめざした取組み」について講ずべき施策をまとめた「第3次交通ビジョン」を策定した。

今後は、第3次交通ビジョンをフォローアップする体制を構築し、PDCAサイクルを通じて施策の実施状況の確認及び次年度の施策の進め方について検討することが必要である。また、社会経済の変化、船舶交通を取り巻く情勢の変化、海難発生状況等を踏まえ、既存政策の方向性の確認を行うなど第4次交通ビジョン策定に向け、長期的な視点に立った船舶交通安全政策のあり方を検討するため、交通政策審議会海事分科会に恒常的な専門部会を設置する。

2 審議内容

海難状況等の報告、第3次交通ビジョンに掲げた施策の実施状況の検証、次年度の施策の進め方等の検討、船舶交通安全政策の中長期的な在り方の検討

3 部会の委員構成

海事分科会委員及び船舶交通に関わる専門家の中から、海事分科会長と相談のうえ決定する。（別添（案）のとおり）

4 スケジュール

平成26年2月頃 第1回部会

原則年1回（2月頃）開催及び会長が必要と認めるとき

船舶交通安全部会委員名簿（案）

（敬称略、五十音順）

委員	落合誠一	中央大学法科大学院教授
〃	浅野正一郎	情報・システム研究機構国立情報学研究所名誉教授
〃	河野真理子	早稲田大学法学学術院教授
〃	木場弘子	キャスター、千葉大学客員教授
臨時委員	今津隼馬	東京海洋大学名誉教授
〃	入谷泰生	（一社）日本旅客船協会副会長
〃	小比加恒久	日本内航海運組合総連合会副会長
〃	鈴木修	（一社）日本船主協会副会長
〃	立川博行	全日本海員組合中央執行委員
〃	長岡英典	（一社）大日本水産会常務理事
〃	岸宏	全国漁業協同組合連合会代表理事会長
〃	小島茂	（一社）日本船長協会会長
〃	福永昭一	日本水先人会連合会会長
〃	前田耕一	外国船舶協会専務理事
〃	道田豊	東京大学大気海洋研究所国際連携研究センター所長補佐・教授
〃	渡部典正	（公社）日本海難防止協会専務理事
新規委員	高尾留雄	（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会理事長

計17名（本委員4名、臨時委員13名）

船舶交通安全部会運営規則（案）

（趣旨）

第一条 交通政策審議会令第七条第一項の規定に基づき海事分科会に設置する船舶交通安全部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 委員 交通政策審議会令第二条第一項に規定する委員をいう。
- 二 臨時委員 交通政策審議会令第二条第二項に規定する臨時委員をいう。

（組織）

第三条 部会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という）で構成する。

（部会長）

第四条 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により選任する。

- 2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第五条 部会は、部会長が招集する。

（会議の通知）

第六条 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会議の日時、場所及び審議事項を委員及び臨時委員に通知する。

（議長）

第七条 部会長は、議長となり、部会の議事を運営する。

（委員等以外の者の出席）

第八条 部会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第九条 部会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第十条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第十一条 部会の庶務は、国土交通省海事局総務課・海上保安庁交通部企画課において処理する。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

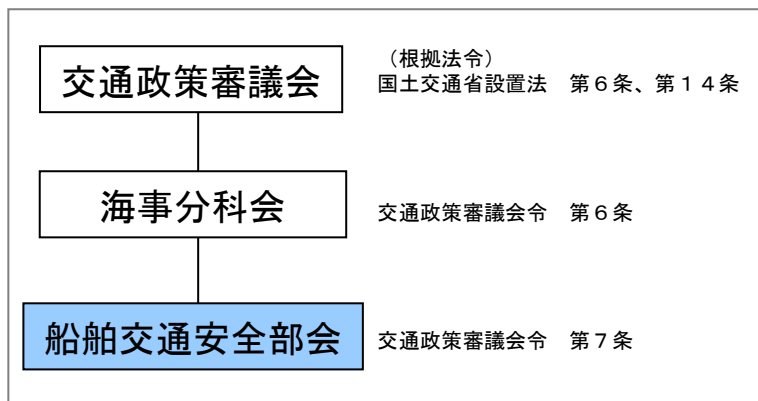
この規則は、平成25年10月2日から施行する。

「船舶交通安全部会（仮称）」の設置について

1 概要

第3次交通ビジョンをフォローアップする体制を構築し、PDCAサイクルを通じて施策の実施状況の確認及び次年度の施策の進め方について検討することが必要である。また、社会経済の変化、船舶交通を取り巻く情勢の変化、海難発生状況等を踏まえ、既存政策の方向性の確認を行うなど第4次交通ビジョン策定に向け、長期的な視点に立った船舶交通安全政策のあり方を検討するため、交通政策審議会海事分科会に恒常的な専門部会を設置する。

2 組織図



3 審議事項

- 海難状況等の報告
- 第3次交通ビジョンに掲げた施策の実施状況の検証
- 次年度の施策の進め方等の検討
- 船舶交通安全政策の中長期的な在り方の検討

4 委員構成等

- 委員：17名（本委員4名 臨時委員13名）
- 部会開催：原則年1回（2月頃）及び会長が必要と認めるとき

5 今後のスケジュール

